

ご遺族の方へのお願い

葬儀の際、亡くなった方が生前に愛用されたものや思い出の品を副葬品として火葬に付す習慣があります。

葬家の心情を察しますと副葬品をすべて制限することは困難ですが、棺に次のような品物を入れますと、遺骨を傷つけたり、有害なダイオキシン類の生成や火葬炉故障の原因ともなりますので、入れないようにご協力をお願いします。

なお、具体的な副葬品の制限品目は次のとおりです。

制限品目（例）	考えられる障害
プラスチック製品、化学繊維製品 釣り竿、ゴルフクラブ、ゴルフボール、 テニスラケット、化繊の洋服、おもちゃ、 人形、麻雀パイなど	・ ダイオキシン類の発生 ・ 火葬時間の延長 ・ 酸素不足による不完全燃焼 ・ 遺骨（焼骨）の損傷
ガラス製品、金属製品 ビン、缶類、めがね、硬貨、貴金属など	・ 遺骨（焼骨）への焼き付き ・ 炉内での爆発
燃えにくいもの 布団、毛布、書籍、果物など	・ 火葬時間の延長 ・ 酸素不足による不完全燃焼
危険物 スプレー、ガスライター、酒類、電池 など	・ 炉内での爆発

※ ドライアイスが多量に炉内に入りますと、発生する炭酸ガスのため不完全燃焼になったり、炉内温度が上がりにくくダイオキシン類の生成が心配されます。また、地球温暖化防止の観点からも、使用については配慮をお願いします。

※ ペースメーカーを装着されている場合は、事前に斎場管理事務所へお知らせください。

尼崎市立弥生ヶ丘斎場 管理事務所
TEL：06-6491-2500